

内閣総理大臣 野田佳彦殿  
財務大臣 安住 淳殿  
厚生労働大臣 小宮山 洋子殿  
政府税制調査会委員 各位

## 診療報酬の所得計算特例措置（四段階税制）及び 事業税非課税措置の存続を求める要請書

診療報酬の所得計算特例措置（四段階税制）は、低く抑えられた診療報酬を税制面で補完策する制度として1954年に導入された政策税制です。ここ10年も診療報酬はマイナス改定が続いており、医療機関の経営体力が限界に来ていることは、先に公表された医療経済実態調査でも明らかとなっています。マイナス改定が始まった2000年から現在までの医療機関の倒産件数は、400件近くに上ります。

会計検査院の報告書は一部の高額自費収入者をクローズアップし、それをもとに税制調査会に四段階税制の見直しを求めています。特例の適用による税収減は230～256億円と推計していますが、むしろこの金額で瀬戸際の地域医療が支えられているということです。また事業税はそもそも、事業者が収益活動を行うに際し道路等の公共サービスを受けることに対する費用負担ですが、非営利である医療は『収益』活動ではありません。

一度崩壊した地域医療を立て直すには、四段階税制や事業税非課税措置による税収減の何倍もの財源がかかります。医師の高い公共性と使命感をくじくことのないよう、下記を要望します。

- 一.診療報酬の所得計算特例措置（四段階税制）を廃止・縮小せず存続すること。
- 一.診療報酬への事業税非課税措置を存続すること。

2011年11月 日

住 所

医院名

氏 名

=意見欄=

**FAX:045-461-0215**

(11/25 午後～27 は移転のため不通。11/28以降は045-313-2113へ)

●ご署名の上、このまま切らずに協会へFAXください。